

募集要項(案)修正箇所等について

(事務局による軽微な文言等の修正は記載を省略しています。)

No	箇所	第 2 回審査委員会でのご意見等	事務局回答・修正
1	表紙	表題の表記をわかりやすく工夫すべきである。	わかりやすく、かつプロポーザルの内容と合致した表記とするため、表題を「旧ロシア領事館活用事業プロポーザル 事業者募集要項」としました。
2	P4 1 (4) イ 別添 7	別添 7「旧ロシア領事館に係る保存活用が望ましい箇所一覧」のうち、①～⑯と⑱を残すべきである。 事業者がスピード感をもって改修計画を作成するため、保存活用を求める強さのランク分けや追加の有無について市教委に参考意見を聴取してほしい。	市教委と協議した結果、内部の専門的な調査を行っていない現状では、「箇所一覧」の追加やランク分けは困難であり、審査委員会の協議結果どおりの一覧としました。 また、事業者が活用しない箇所についても保存に努めることを求める旨、加筆しました。
3	P5 1 (4) オ P16 4 (2) シ、ソ、チ	旧ロシア領事館の歴史的価値保全をより長期間担保するため、再売買予約（20年）を付すべきである。	買戻しの特約（期間10年）から再売買予約（期間20年）に切り替えました。
4	P6 2 (2)	参加資格審査結果の通知後から企画提案書提出期限までの期間をより長く確保し、応募者が提案内容を検討する時間を十分確保すべきである。	資料4のとおりスケジュールを再調整しました。
5	P14 4 (2) キ 別紙 3		「キ建設工事」の記載内容に不明瞭な部分があったので、資料5のとおり全面的に整理しました（あわせて募集要項(案)別紙3も修正）。